令和８年度　広島県市町合同職員採用試験（土木職）試験案内

◇　申 込 受 付 期 間　　令和８年 10 月 22 日（木）～11 月 27 日（金）午後５時

◇　試　　験　　日　　令和８年 12 月 20 日（日）

◇　試　　験　　地　　広島市内

◇　受 験 申 込 手 続　　広島県市町行財政課へ郵送又は持参してください。

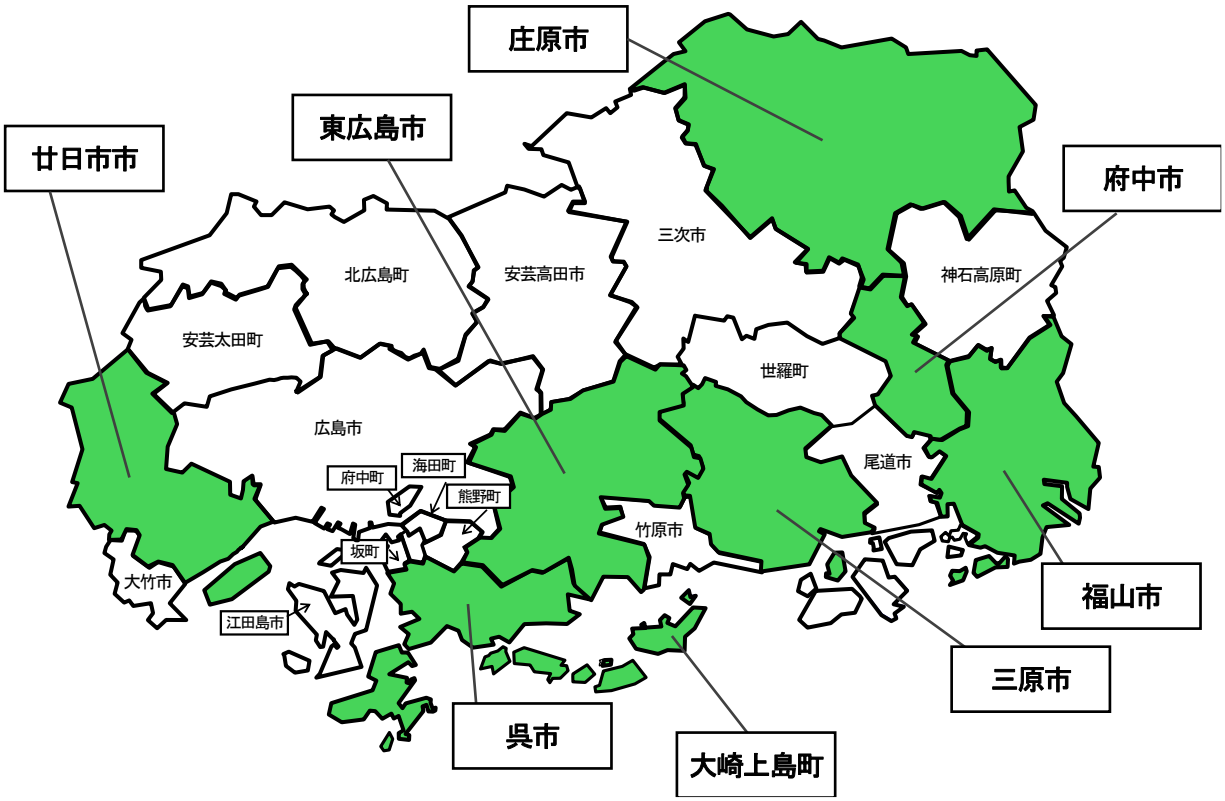
～試験概要～

・この試験は、広島県内の８市町が土木職員を採用するために合同で行う試験です。
・採用を志望する自治体を３市町まで選択して受験の申込みができます。
　（志望する全ての市町の受験資格を満たしていることを確認の上、申し込んでください。）

※ 自然災害等の影響により、試験の日時や場所等は変更になる場合があります。
最新情報は、随時広島県若しくは試験実施市町のホームページで確認してください。

【採用試験実施市町】

呉市、三原市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、大崎上島町
（計８市町）



1　試験区分及び採用予定人員等

試験区分	採用市町	採用予定人員	主な職務内容
土木職	呉市	４名程度	市長事務部局・上下水道局等において、公共土木事業等の設計、施工、指導、監督等の業務
	三原市	２名程度	公共土木施設（道路、河川施設、農地農業用施設等）の事業に関する設計、積算、施工管理等
	福山市	５名程度	市長部局、教育委員会、上下水道局、市民病院等において、専門業務等（公共施設の土木工事の設計・施工管理等）
	府中市	１名程度	公共土木施設（道路、河川施設、農地農業用施設、林道、上下水道施設等）の事業に関する設計、積算、施工管理等
	庄原市	２名程度	道路、河川等の公共土木施設や上下水道等に関する設計・積算・施工管理・維持管理等
	東広島市	２名程度	土木に関する測量、設計、施工管理、工事監督等の業務
	廿日市市	１名程度	市長事務部局等における総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾などの計画・建設における土木関係の専門的技術の業務
	大崎上島町	１名程度	町長部局において、主に土木の知識や技能を生かした業務

2　受験資格

（1）　各市町の受験資格は以下のとおりです。

採用市町	受験資格
呉市	次の①～③の要件のいずれかに該当する者 ①　昭和 62 年４月２日から平成 19 年４月１日に生まれた者（令和９年４月１日現在で 20 歳～39 歳の者） ②　昭和 62 年４月２日から平成 19 年４月１日に生まれた者（令和９年４月１日現在で 20 歳～39 歳の者）で、大学、高等専門学校又は短期大学において、土木技術関連科目を履修し、卒業又は卒業見込みの者 ③　昭和 62 年４月２日から平成 19 年４月１日に生まれた者（令和９年４月１日現在で 20 歳～39 歳の者）で、次のアまたはイのいずれかの要件に該当する者 ア　行政機関、民間企業等における、土木工事の設計、施工監理又は構造物の維持管理に係る職務経験が２年以上ある者 イ　１級又は２級土木施工管理技士又は技術士（建設部門に限る）の資格を有する者 ※①と②③で試験内容が異なります。詳細については、「４　各市町が行う個別試験の内容」をご確認ください。

三原市	次の①②の要件のいずれかに該当する者 ① 平成 11 年４月２日から平成 17 年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 22 歳～27 歳の者） ② 昭和 56 年４月２日から平成 11 年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 28 歳～45 歳の者）で、土木技術（設計・施工管理）に係る職務経験（※）が令和８年９月 30 日時点で通算して５年以上ある者 ※土木技術に係る職務経験について ・土木技術に係る職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、各種法人職員、自営業者等として、２年以上継続して勤務（週あたりの勤務時間が平均 29 時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。 ・在学中の期間及び連続して１か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。 ・同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。 ・最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して５年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。
福山市	次の①②の要件のいずれかに該当する者 ① 平成５年４月２日から平成 17 年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 22 歳～33 歳の者） ② 平成 17 年４月２日以降に生まれた者（令和９年４月１日現在で 21 歳以下の者）で次に掲げる者 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和９年３月 31 日までに卒業見込みの者 イ 市長がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
府中市	次の①②の要件のいずれかに該当する者 ① 平成 11 年４月２日以降に生まれた者（令和９年４月１日現在で 27 歳以下の者） ② （職務経験者）昭和 61 年４月２日から平成 11 年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 28 歳～40 歳の者）で、土木に関する職務経験が５年以上ある者（週 35 時間以上かつ２年以上継続して就業した期間のみ積算） ※職務経験年数の確認のため、最終試験合格後、職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等を提出できない場合や、５年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。
庄原市	次の①②③の要件のいずれかに該当する者 ① 平成８年４月２日から平成 21 年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 18 歳～30 歳の者） ② 昭和 56 年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 31 歳～45 歳の者）で、国、都道府県、または市町村などの職員として、受付期限までに採用職種と同一の職種で通算して５年以上の職務経験がある者 ※ 臨時職員、任期付職員、会計年度任用職員としての期間は職務経験に含みません。 ③ 昭和 61 年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 31 歳～40 歳の者）で、民間企業などにおいて、受付期限までに同一勤務先に５年以上勤務した経験がある者 ※「民間企業など」には、会社員、公務員、団体職員、自営業が該当し、職務経験は、正社員、派遣社員、契約社員、パートなどの雇用形態は問わず、１週間あたり 30 時間以上（残業時間を除く、就業規則等で定められた勤務時間）勤務していた年数とします。 ・在学中の期間及び連続して１か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除

	く。）は除きます。 ・同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。 ・最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して５年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。
東広島市	次の①②の要件のいずれにも該当する者 ① 昭和 56 年４月２日以降に生まれた者（令和９年４月１日現在で 45 歳以下の者） ② 土木に関する職務経験（※）が令和８年９月 30 日時点で通算５年以上ある者 ※土木に関する職務経験について ・土木に関する職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、自営業者等として、おおむね週 40 時間で正職員又は正職員に準じる勤務形態（パートタイム勤務は対象外）として２年以上継続して就業していた期間が該当します。 ・休職、休業などで休んでいた期間（育児休業等）は通算しません。 ・職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限ります。 ・職務経験年数の確認のため、最終試験合格後、職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等を提出できない場合や、５年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。
廿日市市	次の要件のいずれにも該当する者（ただし、平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）を除く。） （１） 次の①②の要件のいずれかに該当する者 ① 平成８年４月２日以降に生まれた者（令和９年４月１日現在で 30 歳以下の者） ② 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 昭和 51 年４月２日以降に生まれた者（令和９年４月１日現在で 50 歳以下の者） イ 土木に関する職務経験（※）が通算３年以上ある者 （２） 現に廿日市市職員（任期の定めのない職員）でない者 ※職務経験について ・職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、自営業者等として、週 35 時間以上かつ２年以上継続して就業していた期間が該当します。 ・休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は通算します。 ・育児・介護休業法等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり 35 時間以上であることが必要です。
大崎上島町	昭和 61 年４月２日から平成 21 年４月１日までに生まれた者（令和９年４月１日現在で 18 歳～40 歳の者）で、高等学校の土木系学科卒業程度の能力を有する（令和９年３月末までに取得見込みを含む。）と認められる者。

（２） 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 受験希望の市町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

④ 日本の国籍を有しない者

ただし、呉市、三原市、福山市、府中市、庄原市、東広島市及び廿日市市については、永住者又は特別永住者の方は、日本の国籍を有していなくても、受験可能です。

※　採用決定後、「永住者」又は「特別永住者」であることが分かる書類を提出していただきます。
※　外国籍の職員の配置や昇任は、「日本国籍を有しない者は公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができない。」という公務員の基本原則に基づき行います。

3　試験の日程等

試験日		令和８年 12 月 20 日（日）
試験会場		広島市内 ※　会場・日時等の詳細は受験票送付時に別途連絡します。 ※　８市町が同一会場において、試験を実施する予定です。
試験項目	試験種類	面接試験（希望される市町の面接を受けていただきます。）
	試験内容	職務遂行に必要な適性及び識見等についての面接試験
合格発表日		令和９年１月６日（水） ※　受験者全員に試験の結果を郵便で通知するほか、各市町の職員採用ホームページ及び各市町の本庁舎の掲示場に合格者の受験番号のみを発表します。 ※　呉市、福山市及び東広島市の合格発表は、ホームページのみの掲載となります。（掲示場における合格者の受験番号の発表は行いません。）

（注）　自然災害等の影響により、試験の日時や場所は変更になる場合があります。
最新情報は、広島県もしくは試験実施市町のホームページで確認してください。

4　各市町が行う個別試験の内容

上記３の本試験の合格者に対して、各市町が個別に試験を実施します。（日時及び試験内容等の詳細については本試験の合格者に別途通知されます。）

採用市町	試験日	会場	合格発表日	試験内容
呉市	令和９年１月 17 日	呉市役所	令和９年１月下旬～２月上旬	受験資格①：筆記試験（総合適性検査（ＳＣＯＡ）、専門）、個別面接、集団討論（※） 受験資格②、③：筆記試験（総合適性検査（ＳＣＯＡ））、個別面接 ※集団討論は、受験者が少人数の場合には、テーマに関しての意見発表を行うプレゼンテーション試験に変更する場合があります。
三原市	令和９年１月 17 日	三原市役所	令和９年１月下旬～２月上旬	受験資格①：ＳＰＩ３−Ｕ、個人面接 受験資格②：ＳＰＩ３−Ｇ、個人面接
福山市	令和９年１月 17 日	福山市役所	令和９年１月下旬～２月上旬	専門試験、適性検査、個人面接
府中市	令和９年１月 17 日	府中市役所	令和９年１月下旬～２月上旬	受験資格①：個人面接及び専門試験 受験資格②：個人面接
庄原市	令和９年１月中旬	庄原市役所	令和９年１月下旬～２月上旬	受験資格①：教養試験、専門試験、作文、個別面接 受験資格②③：ＳＰＩ３−Ｇ、個別面接

東広島市	令和９年１月19日	東広島市役所	令和９年１月下旬 ～２月上旬	面接試験、申込書記載内容に基づく書類選考
廿日市市	令和９年１月17日	廿日市市役所	令和９年１月下旬 ～２月上旬	受験資格①：職場適応性検査（WEB）、専門試験（土木）、個別面接 受験資格②：職場適応性検査（WEB）、個別面接
大崎上島町	令和９年１月17日	大崎上島町役場	令和９年１月下旬 ～２月上旬	専門試験、適正検査、作文試験

５　受験申込手続等

申込手続	申込先	広島県　地域政策局　市町行財政課　行政・権限移譲グループ 〒730-8511　広島県広島市中区基町10-52　　電話　082-513-2603
	申込方法	以下の①～④（職務経験がない場合、②は不要）の書類を上記申込先に郵送又は直接持参してください（郵送する場合は必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「土木職申込」と朱書きしてください。）。 ① 広島県市町合同職員採用試験（土木職）申込書　様式１ ② 職務経歴書　様式２（職務経験がない場合は不要） ③ 広島県市町合同職員採用試験（土木職）写真票・受験票　様式３ ・写真票の写真（申込前３か月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの。縦４cm×横３cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。 ・受験票は氏名等を記入した上で切り取ってください。 ④ 受験票送付用の封筒１通（長形３号＜縦23.5cm×横12.0cm＞に、受験者の宛名（郵便番号、住所及び氏名（氏名は「様」（敬称）を付けて記載してください。））を記載し、110円切手を貼付したもの） なお、①～③の様式は、県ホームページからダウンロードしてください。 （https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/goudousaiyou.html） ※　各市町ホームページにおいてもダウンロード可能です。
受付期間	期間	令和８年10月22日（木）～11月27日（金）午後５時
	持参	受付時間　午前８時30分～午後５時 ※　土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受付はできません。
	郵送	令和８年11月27日（金）【必着】
受験票の交付		受付終了後、郵送しますが、令和８年12月８日（火）までに届かないときは、至急、広島県市町行財政課 行政・権限移譲グループまで問い合わせてください。

６　合格から採用まで

（１）この試験の最終合格者は、原則令和９年４月１日に採用されます。

（２）初任給は、採用される方の学歴、職務経験年数とその職務内容等に応じ、各市町の一般職の職員の給与に関する条例等の規定に基づき個別に決定します。その額はおおむね次の表のとおりです。ただし、給与等の勤務条件に関する条例・規則等の改正により、変更する場合があります。

大学卒業後の職務経験	給料月額（円）							
	呉市	三原市	福山市	府中市	庄原市	東広島市	廿日市市	大崎上島町
経験なし	約232,000	約247,104	約237,600	約232,000	約232,000	―	約247,000	約225,600
３年	約247,500	約249,200	約249,200	約254,300	約242,000	―	約263,000	約242,000
13年	約286,000	約302,900	約297,900	約308,200	約297,900	約329,300	約319,000	約258,700
23年	―	約350,100	―	約380,600	―	約366,000	約393,000	―
33年	―	―	―	約399,000	―	―	―	―

・　給料月額は、学歴や職歴などにより異なります。

・　上記のほか、諸手当として、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。

（３）その他の勤務条件は次のとおりです。

勤務時間	毎週月曜日～金曜日、午前８時30分から午後５時15分まで （ただし、時間外勤務をしていただく場合があります。）
休日	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～１月３日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）
その他	一般職の地方公務員であり、地方公務員法が適用されます。

※　勤務条件の詳細は「８　試験についての問合せ先」の各市町担当部署までお問合せください。

７　試験結果の開示について

○　不合格となった方で、希望される方は各市町に対して成績開示請求ができます。

○　開示内容は次のとおりです。

採用市町	開示内容
呉市	総合順位、総合得点
三原市	科目別（筆記・面接別）得点、総合得点、順位、最低合格点
福山市	総合順位、受験者数、合格者数、総合得点及び合格最低総合得点 ただし、受験者が１人の場合は、総合得点のみ
府中市	総合順位、総合得点
庄原市	総合順位
東広島市	総合順位、合格人数、総合得点
廿日市市	総合順位
大崎上島町	総合順位、総合得点

○　成績開示請求は、郵送のみとし、必ず受験者本人が請求してください。

○　開示請求は合格発表日から２週間以内の消印があるものを有効とします。

○　開示請求をする場合は、「成績開示請求」と朱書きした封筒の中に、次の①②を入れて、「８　試験についての問合せ先」の各市町担当部署まで送付してください。後日、郵送にて開示します。

①　試験区分、受験番号、氏名を記載した用紙（様式指定なし）

②　110円切手を貼り、受験者本人の宛先を明記した返信用封筒（長形３号〈縦23.5㎝×横12.0㎝〉）

８　試験についての問合せ先

（採用試験全般に関すること）

広島県　地域政策局　市町行財政課　行政・権限移譲グループ

住所　〒730-8511　広島県広島市中区基町 10-52　　電話　082-513-2603

（受験資格や採用に関すること）

次の各市町担当部署（試験実施機関）にお問合せをお願いします。

採用市町	担当部署	住所	電話
呉市	総務部　人事課	〒737-8501 呉市中央４丁目１番６号	0823-25-3292
三原市	総務部　職員課	〒723-8601 三原市港町三丁目５番１号	0848-67-6025
福山市	総務部　人事課	〒720-8501 福山市東桜町３番５号	084-928-1009
府中市	総務部　人事課	〒726-8601 府中市府川町 315	0847-44-9116
庄原市	総務部　総務課	〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番１号	0824-73-1122
東広島市	総務部　職員課	〒739-8601 東広島市西条栄町８番 29 号	082-420-0909
廿日市市	総務部　人事課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11 番１号	0829-30-9104
大崎上島町	総務課	〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野 6625 番地１	0846-65-3111

９　その他

○　この試験は各市町によって実施されるものであり、合格した市町の職員として採用されます。広島県が実施する職員採用試験ではありませんので注意してください。

○　障害等の事情により、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に、必ず広島県市町行財政課に連絡してください。

○　申込内容に関して不明な点があれば、各市町担当部署から電話又はメールにより問合せを行う場合があります。

○　申込書等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用します。

○　試験当日、自然災害等の影響により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、各市町ホームページでお知らせします。

【呉市ホームページ】https://www.city.kure.lg.jp/site/saiyou/

【三原市ホームページ】https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/siken-exam/

【福山市ホームページ】https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/saiyou/

【府中市ホームページ】https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/soumubu/jinji/jinji/8090.html

【庄原市ホームページ】http://www.city.shobara.hiroshima.jp

【東広島市ホームページ】https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/4/2/index.html

【廿日市市ホームページ】https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/5/12186.html

【大崎上島町ホームページ】https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp